



企業誘致助成制度

県内に工場等を設置する企業が、一定の要件に該当する場合、香川県企業誘致条例に基づく助成金の交付が受けられます。

| 要件内容 | 対象施設 | 情報処理関連施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------|---------------------|----------------------|---------------------|---|-----|---------------------|--|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 工場① | | 試験研究施設 | | 物流拠点施設② (賃貸目的を除く) | | 情報処理サービス業、ソフトウェア業、 インターネット付随サービス業、クリエイティブ産業③ | | | | コールセンター、データセンター、事務処理センター | | | | | | | |
| | | 1回目 | 2回目以降 ^{※2} | 1回目 | 2回目以降 ^{※2} | 1回目 | 2回目以降 ^{※2} | 1回目 | | 2回目以降 ^{※2} | | 1回目 | | 2回目以降 ^{※2} | | | | | |
| 要件 | 投下固定資産額 1 | 5億円以上 | 10億円以上 | 5億円以上 | 10億円以上 | 5億円以上 | 10億円以上 | — | | | | — | | | | | | | |
| | 新規常用雇用者数 2 | 10人以上 | | 5人以上 | | 10人以上 | | 5人以上 | | | | 10人以上 | | | | | | | |
| 助成内容 | 投資に対する助成 (投下固定資産額×助成率) | 10% ^{※1} | 5% | 15% ^{※1} | 10% | 10% ^{※1} | 5% | 15% ^{※1} | 10% | 事務所賃借料の50%(5年間)④ | | | | 事務所賃借料、通信回線使用料の50%(3年間)⑤ | | | | | |
| | | | | | | | | | | 通信機器賃借料の50%(1年間)④ | | | | 通信機器賃借料の50%(1年間)⑤ | | | | | |
| | 雇用に対する助成 | 11人目以降の新規常用雇用者数×50万円 | | | | | | 6人目以降の新規常用雇用者数×50万円 (3年間 ただし2年目以降は純増分のみ) | | | | | | 11人目以降の新規常用雇用者数×30万円 (3年間 ただし2年目以降は純増分のみ) | | | | | |
| | | 51人目以降の新規常用雇用者数×100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一対象施設当たりの限度額 | 5億円 | | | | | | 5億円 | | | | | | | | | | | |

※1 投下固定資産額が10億円を超える部分に対する助成率は、表示している助成率から5ポイント差し引いた率となります。
 ※2 既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う施設を増設する場合は、2回目以降の要件及び助成内容が適用されます。ただし、新たに異分野の事業を行う工場、エネルギー関連産業の工場、サプライチェーン対策に資する工場については、1回目の要件及び助成内容が適用されます。



留意事項

共通

1 投下固定資産額とは

- 施設の設置に必要な地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得価額をいいます。
- 助成対象は、業務開始の日前3年以後に取得したものです。
- 助成対象には、工場等と同一敷地内の「福利厚生施設」「託児施設」を含みます。
- 原則として、土地は助成対象外です。
- 県内移転の場合は、新たに設置する施設の面積が、業務を廃止する施設の面積に比べて増加することが必要です。(施設の更新は対象外)
- 店舗や営業所は対象外です。
- 過去に助成金の交付を受けた企業で、設備のみ設置する場合は、助成対象外となることがあります。

2 新規常用雇用者とは

- 当該施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、次の要件を全て満たす者をいいます。
- 雇用保険がかけられていること
- 1週間の労働時間が30時間以上であること
- 香川県内で住民登録していること
- ※上記の要件を満たす外国人技能実習生(外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けている者)も対象
- ※派遣労働者は対象外

交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在职者数の平均のいずれか少ない方の人数が要件を満たす必要があります。

工場

- ①日本標準産業分類に掲げる製造業(植物工場を含む)の工場です。

物流拠点施設

- ②製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業を営む事業者が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う物資の包装、荷役、保管の用に供する施設で、県の区域を超える物流の拠点となる施設のことです。

情報処理関連施設

- ③クリエイティブ産業
 - 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業
 - デザイン業(デジタルコンテンツのデザイン制作に限る。)
- ④事務所賃借料、通信機器賃借料(5年以上のリース機器)
 - それぞれ年2,000万円が上限です。

コールセンター、データセンター、事務処理センター

- ⑤事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線使用料)、通信機器賃借料(5年以上のリース機器)
 - それぞれ年2,000万円が上限です。